令和７年第３回女川町教育委員会会議録

１　招集月日　令和７年３月２５日（火）
２　招集場所　女川町役場　３階　小会議室
３　出席委員等
１番　横　井　一　彦　委員
２番　新　福　悦　郎　委員
３番　中　村　たみ子　委員
４番　山　内　哲　哉　委員
平　塚　　隆　教育長
４　欠席委員　なし
５　説明のため出席したもの

教育局	局長	阿　部　　恵
教育局	参事	新　田　　太
教育局	次長兼指導主事	佐々木　光　春
教育局	次長	中　嶋　憲　治
教育局	教育指導員	坂　本　忠　厚

６　本委員会の書記
参事　新田　太
７　開　　会　午前10時00分
教育長　それでは、令和７年第３回女川町教育委員会を開会します。
８　会期の決定
教育長　会期は、本日１日限りといたします。
９　前回会議録の承認
教育長　はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。
既に配付されておりますが、委員の皆様方何かお気づきの点はありませんでしょうか。
無いようですので、承認とさせていただきます。
10　会議録署名委員の指名
教育長　１番　横井　一彦　委員
２番　新福　悦郎　委員
よろしくお願いいたします。
11　議　　事
教育長　それでは、議事に入ります。
はじめに、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。
書記に報告を朗読させます。
（報告朗読）
教育長　報告第１号は、人事に関する報告でありますので、秘密会で報

告したいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

教育長　暫時休憩します。
（秘密会）

教育長　休憩前の議事を継続します。
それでは、報告第１号は、承認されました。
続きまして、議案第４号「女川町奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
（議案朗読）

教育長　ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長　それでは、議案第４号「女川町奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則の制定について」内容をご説明申し上げます。
当該規則は、女川町奨学金貸与条例第２条第５項の規定に基づき、女川町奨学生選考委員会の運営に関し必要な事項を定めたものとなっておりますが、今回の改正案は、当該委員会の会議録の署名委員の人数に関する内容となっております。
改正内容は、新旧対照表でご説明申し上げますので、参考資料の４をご覧願います。
右側が現行で、左側が改正案となっております。
第５条におきまして、奨学生の選考及び推薦に関して規定しており、現行の第５条第１項では、「委員会は奨学生を選考したときは会議録を作成し会議で定めた委員３名以上に署名捺印をさせて保管しなければならない。」と規定されております。
今般、こちらを、「委員２名に署名させて保管しなければならない。」と改めるものでございます。
署名委員の数を減らすことにつきましては、当該委員会は、委員長を除きますと、出席した委員のほとんどが署名委員に指名されるという現状にありまして、また、会議録の承認にあたっては、自署による署名で足るため押印を省略するというものとなっております。
議案にお戻りいただきまして、附則としまして、改正後の訓令は、令和７年４月１日から施行するとしております。
以上、議案第４号「女川町奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の説明とさせていただきます。
よろしく御審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

教育長　なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長　それでは、議案第４号は承認されました。

続いて、議案第５号「女川町体育・スポーツ及び文化振興補助金交付要綱の全部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長　ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長　続きまして、議案第５号「女川町体育・スポーツ及び文化振興補助金交付要綱の全部を改正する訓令の制定について」の内容をご説明申し上げます。

当該要綱は、町民の体位向上とスポーツ精神の高揚、文化の町づくりに寄与するため、体育・スポーツ及び文化の振興を図るための助成を行うことを目的として定めておりますが、今般、その全部を改正する内容となっております。

この要綱の全部改正ということにつきましては、元要綱の改正が広範囲、大幅なものであり、一部改正の方式では改正が複雑で分かりにくくなる場合に全面的に改める方法として用いるものでございます。

その際、題名についても改めることができ、今回は、改正後の題名を「女川町スポーツ・文化振興補助金交付要綱」としております。

次に、改正の提案に至った経緯でございますが、現行の女川町体育・スポーツ及び文化振興補助金交付要綱に基づき、補助金の交付に係る一連の手続きを行ううえで、補助金交付の対象の是非や対象経費の範囲等の判断について苦慮する事案が増えてきているというところが理由としてございます。このようなことから、公平性の確保の観点からも補助金の対象者や対象とする大会、対象経費等の明確化が必要であると考え、今回の提案に至ったところでございます。

資料をご覧いただきます。

参考資料５－１と５－２で新旧対照表を添付しております。

５－１をお開きいただきたいのですが、新旧対照表で比較しながらご説明申し上げましても、条項全体の構成も改めておりますので、右側の現行は参考としてご覧いただき、左側の改正案に沿ってご説明させていただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。
まず、第１条としまして、当該要綱の趣旨を規定し、町民のスポーツ・文化の振興を図るため、各種大会及び行事等に出場する者に対し、予算の範囲内で女川町スポーツ・文化振興補助金を交付すること。それから、その交付に関して、女川町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めによるとしております。
第２条では、交付対象者を規定しております。
現行では、町民及び町内事業所等に所属する者としており、この対象者の定義が曖昧であったため、改正案では、個人と団体とで対象を明確に定義付けしております。
次に、第３条では、補助対象大会としまして、補助対象となる大会の基準を定めております。
現行の規定では、これまでの補助の実績のほとんどが、その他の区分に該当するものとして補助対象と認めているという状況でございましたので、今回、補助実績に合わせて対象とする大会の基準の見直しを行っております。
次に、第４条では、補助対象経費等として、補助金の対象経費及び補助金の額を定めております。
資料を１枚めくっていただきまして、５－２の最後に別表という欄がございます。
こちらにつきましては、これまで算定基準の定めがなかったところでございましたので、改正案では、対象経費の算定基準については、職員等の旅費に関する条例による算定方法を用いることを明記しております。この算定方法の明記により、公平性が一層確保できるものとなります。
また、補助金の額につきましては、補助対象経費から他の機関等から支給される費用及び補助金等を差し引いた額の２分の１以内の額として、統一をしております。
次に、前のページの第５条から今のページの第10条に関しましては、補助金の交付の手続きに関することを規定しております。現行要綱での一連の補助金交付に係る手続きを確認し直し、添付書類等の明記などの見直しを行っております。
最後に、11条では、この要綱の定めのほか、必要な事項を町長が別に定めるとしております。
議案に戻っていただきまして、附則としまして、改正後の訓令は、令和７年４月１日から施行することとしております。
以上、議案第５号「女川町体育・スポーツ及び文化振興補助金

交付要綱の全部を改正する訓令の制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

教育長　なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長　それでは、議案第５号は承認されました。

続いて、議案第６号「女川町スポーツ推進委員の会議運営に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りいたします。

書記に議案を朗読させます。

（議案朗読）

教育長　ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長　議案第６号「女川町スポーツ推進委員の会議運営に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」その内容をご説明申し上げます。

この規定は、女川町スポーツ推進委員設置規則第７条の規定に基づき、女川町スポーツ推進委員の会議の運営について定めたものとなっておりますが、今回の改正案は、当該会議の議長及び副議長の任期に関する内容でございます。

改正内容は、新旧対照表でご説明申し上げます。

参考資料６をお開き願います。

こちらも、右側が現行、左側が改正案でございます。

第２条第４項におきまして、「議長及び副議長の任期は、１年とする。」とあるところを、改正案では、「任期は２年とする。」としております。

多くの会議体の長及びその職を代行する者の任期については委員任期と同じ期間となっておりますが、当該規定では、委員の任期中であっても、毎年、議長及び副議長を選出し直すようになっているため、委員任期と議長及び副議長職の任期を同一にいたしたくご提案した次第でございます。

この任期を２年とする改正による不具合は特に見当たらず、より円滑な会議運営に資すことができるものと理解しております。

議案にお戻りいただきまして、附則としまして、改正後の訓令は、令和７年４月１日から施行するとしております。

以上、議案第６号「女川町スポーツ推進委員の会議運営に関す

る規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明とさせていただきます。
よろしく御審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

教育長　それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。
（「異議なし」の声あり）

教育長　なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

教育長　それでは、議案第６号は承認されました。
議案第７号「女川町スポーツ推進委員の委嘱について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
（議案朗読）

教育長　ただ今の議案につきましては、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

教育長　暫時休憩します。
（秘密会）

教育長　休憩前の議事を再開します。
それでは、報告第７号は、承認されました。
議事は、以上です。

12　報告事項

教育長　次に、６番、報告事項に入らせていただきます。
はじめに、私から報告をさせていただきます。
改めまして、皆様、おはようございます。
ここにきてようやく春がやってきてくれたかなと感じるような陽気になってきました。
東京の方でもやっと桜が咲いたということで、女川の桜も、もう間もなくかなというふうに思っています。だいぶつぼみが膨らんできています。来週の頭か、もしかすると今週末には咲かないかなと期待しているところであります。
おかげさまで、小・中学校においては、卒業式も終わって、昨日が修了式、本日から春休みに入っております。
委員の皆様におかれましては、この１年、本当にお世話になりました。次年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。
ここからは、座ってお話をさせていただきます。
それでは、レジュメに沿ってお話をさせていただきます。
まず、学校関係からお話をさせていただきます。

３月４日（火）が公立高校の入試、そして 13 日（木）は合格発表でありました。
39 名中、私立学校へ進学する生徒や家事手伝いに専念する生徒を除いた 32 名が入試に挑みました。記載のとおり、残念ながら２名が不合格となりましたが、その後の二次試験で２名とも合格し、次なるステップを踏むこととなりました。
３月６日（木）、中学校の卒業式でした。
厳粛な雰囲気の中で、中学校を卒業するという意味をかみしめながら式に参加しようとしている気持ちが、立ち居振る舞い、あるいは返事の仕方から伝わってくるような式かなというふうに思って拝見しました。
何より、卒業生全員が式に参加できたことを嬉しく感じました。
３月 18 日（火）は小学校の卒業式でした。
やはり小学校の卒業式は、中学校とはひと味違う良さがあるなと感じました。毎年話をしているのですが、卒業生と在校生の掛け合いというか、歌でのやり取りとか、あのあたりは素晴らしいなと思って聞いておりました。
また、レジュメには記載しなかったのですが、３月 18 日（火）が教職員の異動の内示、校内発表の日でした。
昨日の夕刊と今日の朝刊にも掲載されましたが、詳細について、改めて私から協議会の中でお話をさせていただきたいと思います。
続いて、会議、研修、教育委員会関係では、まず、２月 28 日（金）、本年度も、石巻地区トラック協会の皆様から新入生児童に文房具等のご寄附をいただきました。
３月 11 日（火）、あの東日本大震災から早いもので 14 年がたつんだなと今更ながらに感じています。
毎年のことですが、朝、大川小学校に立ち寄って手を合わせてから出勤しました。
中学校では、佐藤敏郎氏を招いて講演会を実施しました。
３月 14 日（金）、震災後、長年にわたって、本町のスポーツ振興にご支援をいただいてきたソウルオリンピック女子柔道のメダリストである山口香氏と北田典子氏に女川町観光大使を任命することとなり、その式に参加してまいりました。
お二人とも何度も本町に来町しているということでしたが、私は会うのが初めてでした。なかなかのオーラと書いたのですが、やはりオリンピアンとしての風格と申しますか、話しぶりもとても堂々としていて、さすがだなと感じました。ぜひお二人にい

ろいろな意味で女川町をアピールしていただきたいと思っているところであります。
３月 16 日（日）、あいにくの天気ではあったのですが、総合体育館では柔道大会、そして第二多目的運動場ではサッカーの大会が開催されました。
雨風が強くて本当に大変な一日だったのですが、記載のとおり、選手は寒さに耐えながら頑張っていました。
決勝戦はＰＫ戦までもつれ込んで、宮城県の塩釜ＦＣが優勝しました。
３月 23 日（日）には、おながわ春のまつりが開催されました。
同日に今年度最後となる文化財保護委員の会議も行われました。
４のその他については、１点であります。
３月議会、特に次年度の予算関連で話題に上がった学校関係についての内容です。
詳細については局長から話があると思うのですが、私からは、主なものを口頭にて報告させていただきます。
まず、心を痛めて休んでいる先生方はいるのか。補助教員の配置についてはどうなっているのか。柔道場は暖房設備が整っているのか等、さまざまでございました。
５の女川小学校、女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上がってきたものについて、詳しいことについては後ほどの協議会の中でお話をさせていただきたいと思います。
結びになりますが、冒頭でもお話をしましたが、委員の皆様方にはこの１年本当にありがとうございました。
もう間もなく、４月から新しい１年がスタートしてまいります。やらなければならないことがたくさんある１年になりそうですが、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。
続いて、教育局長から報告をお願いします。

教育局長　それでは、まず、私から学校教育関連についてご報告させていただきます。
日程実施済みは、ご覧のとおりとなってございます。
女川町議会３月定例会につきましては、３月３日（月）から12日（水）までの10日間開会されました。
この中で教育局に関連する一般質問は１名からございまして、一般質問自体は直接学校に関わるものではなく、つながる図書館にオンラインで予約できるシステムを導入してはというようなご提案でございました。

このことにつきましては、新規の利用者の確保ですとか貸出冊数の増にもつながる要素でもあるというところで、まずは導入に係る費用ですとか、それに伴う業務量としてどういうことがあるのかを確認させていただいて、検討しますというような答弁を申し上げております。
そのほか、先程教育長からございました来年度の予算審査の中では、補助事業の対象範囲の拡大ですとか、金額の増額ですとか、そういったことについてのご質問などもありまして、そのことについては引き続き検討させていただくというような内容で答弁させていただいております。
それから、実施済みの奨学生選考委員会については、このあとまた改めてご報告させていただきます。
実施予定にまいります。
まず、３月28日（金）に今年度末退職・転任教職員に係る町主催の離任式を開催させていただきます。時間は午前10時から、生涯学習センターホールで行います。
教育委員の皆様の御出席をお願いできればと存じます。
町職員を対象とした町長訓示が４月１日（火）に予定されております。
訓示に先立って、人事異動に伴う辞令交付が行われます。
４月４日（金）には、令和７年４月に本町小・中学校に転入された先生方の町主催着任式を開催いたします。時間は午後１時30分からで、会場は生涯学習センターホールでございます。
こちらもご出席どうぞよろしくお願い申し上げます。
なお、着任式終了後は、転入教職員研修会を予定しており、今回も元女川第一小学校校長、現在、女川の教育を考える会の会長でございます星圭先生に講師をお願いしているところでございます。
新年度１回目の管内教育長会議が４月７日（月）に予定されております。
４月16日（水）、校長・教頭会議を予定しております。
来月の教育委員会は、４月21日（月）となっております。午前10時から役場３階小会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。
石巻教育研究会代議員総会が４月25日（金）に開催されます。教育長ご出席の予定でございます。
次に、大項目２番、小・中学校の入学式につきまして記載しております。

中学校が４月８日（火）午後１時30分から、小学校は４月９日（水）です。
時間は、例年ですと午前中だったかと思うのですが、今回は、午後２時からのご案内となっておりますので、よろしくお願いいたします。
大項目３番でございます。
行政組織改編についてとしております。
こちらは、先般開催されました３月議会定例会において、町長が女川町課設置条例の一部改正案を議案として提出し、議会の可決が得られたというところでございます。
これによりまして、令和７年４月から町長事務部局の組織が変更となります。
新たに、地域イノベーション推進課が置かれます。
これまで、総務課の中に公民連携室という部門がございましたが、一つの課として独立する形となります。令和７年度の町長の施政方針の中には、地域イノベーションとは、地域社会で経済成長や社会発展を促進するために、新しいアイディアや技術、プロセス、組織の変革と通じて取り組む活動のことを指し、公民連携はその一つの代表的な形であり、これまで皆様とともにまちづくりを行ってきたことをこれからもそうであるためには、環境や仕掛けを意識的に作っていく必要があり、これまでの公民連携や町民参加のまちづくり、さらには、それを展開することでの女川という場所の価値向上やブランディングにもつながるものと考えていると述べております。
この地域イノベーション推進課については、象徴的な分野としての公民連携や町民会議、町民参加型の町制施行100周年施策の推進、それらを通じた女川のプロモーションやブランディングを担う予定となっております。
以上、ご紹介させていただきました。
その他になりますが、学校支援に記載しておりますことは、先程教育長からご紹介いただきましたとおりでございます。
一般事項といたしまして、県警提供の不審者情報３件を挙げさせていただいております。
次年度の女川町奨学生選考委員会の選考結果のご報告でございます。
選考委員会は３月17日（月）に開催いたしました。
山内委員に委員長をお引き受けいただいており、議事を進行いただきながら、次年度の奨学生候補者８名についてご審議をい

ただきました。結果は、８名すべて奨学生として可であるというご判断をいただきました。大学生５名、専門学校生３名に対し次年度から奨学金の貸付が開始されます。
以上が、学校教育関係のご報告となります。
続きまして、生涯学習関係のご報告をさせていただきます。
３月・４月の予定表は、表のとおりで、後ほどご覧いただけたらと思います。
家読推進事業「図書館教育」では、３歳児健診や６カ月、１歳児育児教室の際に絵本の読み聞かせに取り組んでおりますが、３月13日（木）には、毎年来町いただいている昭和女子大学の学生５名に手伝っていただきました。
昭和女子大学の学生は、震災後、町民との交流活動や生涯学習事業などに継続して関わってくださっており、今回は、震災の追悼イベントにもご参加くださいました。
教育長を表敬訪問なさった際、今後も女川町とのつながりを大事にしていきたいとの話をいただいております。
次のページをお開きください。
プラットフォーム事業の学校支援、地域支援、家庭教育支援の活動については、ご覧のとおりとなっております。
２番の子どもの放課後の居場所づくり事業では、２月22日（土）に「冬の文化祭inおながわ」と題して、体験活動や舞台発表などを行い、約90名の参加をいただきました。
事業運営には、すばらしいおながわを創る協議会、文化協会、民生委員児童委員協議会、町民ボランティアの方々にご支援いただいて、盛大に開催することができました。
その他事業、ジュニア・リーダー活動は、ご覧の内容で実施いたしました。
現在、ジュニア・リーダーとして所属しているのが17名となっておりますが、毎年、中学校から高校に進学するタイミングで脱会者が出てまいりますので、今後もジュニア・リーダーの確保に努めて活性化を図っていきたいと思っております。
最後に、体育振興事業についてご報告させていただきます。
主催事業は３月も継続開催しております。
その他大会では、東北チャンピオンシップU-10という少年サッカーの東北大会、こちらは先程教育長からご紹介いただきましたが、今回、初めて本町で開催されました。
本町が東北大会の開催地に選ばれたことを歓迎しつつ、利用者にとってより快適な施設となるよう、指定管理者と連携して今

後も取り組んでいかなければと思った次第でございました。
以上、私からの報告とさせていただきます。

教育長　報告は以上となりますが、委員の皆様方から、ただ今の報告事項について何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
（「ありません」の声あり）

教育長　それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。

13　そ　の　他

教育長　次に、７番「その他」に入ります。
何かその他で報告等ございますか。
なければ、「その他」については、よろしいでしょうか
（「はい」の声あり）

教育長　それでは、再来月の日程を組ませていただきます。
〔５月 27 日（火）午前 10 時からということで調整〕

教育長　それでは、５月の教育委員会は、５月 27 日火曜日午前 10 時からということで、組ませていただきます。
ほかにございませんか。
なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。
ありがとうございました。

14　閉　　会　午前 10 時 42 分

15　本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

報告第１号「専決処分の承認を求めることについいて」（承認）
議案第４号「女川町奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則の制定について」（承認）
議案第５号「女川町体育・スポーツ及び文化振興補助金交付要綱の全部を改正する訓令の制定について」（承認）
議案第６号「女川町スポーツ推進委員の会議運営に関する規定の一部を改正する訓令について」（承認）
議案第７号「女川町スポーツ推進委員の委嘱について」（承認）

16　この会議録の作成者は、次のとおりであります。

参事　新田　太

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和７年４月 21 日

会議録署名委員

1番委員　横井一彦

2番委員　新福悦郎